

新型コロナウイルス ワクチン予防接種のご案内

令和4年5月19日現在

4回目のワクチン接種について

接種対象者は3回目を接種してから5カ月以上経過した60歳以上の方並びに18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方およびその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方です。

4回目ワクチン接種で使用するワクチンはファイザー社製および武田/モデルナ社製です。接種のご予約はWEBまたはコールセンターでできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

[3回目の接種をご希望の方]※国の方針により変更することがあります。ご了承ください。

2回目接種終了後、5カ月以上経過した12歳以上の方が接種対象となります。

対象の方へは、接種時期を考慮して個別に接種券付き予約票を送付します。2回目接種より6カ月が経過しても接種券付き予約票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。使用するワクチンは12歳から17歳の方はファイザー社製、18歳以上の方はファイザー社製または武田/モデルナ社製です。ワクチンの種類を確認の上、予約してください。ワクチンの説明書は市のホームページに掲載しております。

※予約の変更・キャンセルはコールセンターへお電話ください。

※新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付およびワクチンパスポート発行、接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ワクチン接種は健康観察の時間(30分程度)を含め45分から1時間程度かかります。

※転入された方で、接種を希望される方は、市役所健康推進課へお問い合わせください。

市ホームページ
新型コロナウイルスワクチン
推進室からのお知らせ



弥富市新型コロナウイルス
ワクチン予防接種
Web予約はこちら



予約・問 弥富市ワクチン接種コールセンター ☎66-0097(平日午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ①発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ②相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

▼受診・相談センター

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00～17:30 (所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日 相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30～9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、市ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制

妊娠中の方へ

「弥富市避難行動要支援者登録」のご案内

弥富市では、災害が発生したときに、自力で避難が難しい高齢者や障がいのある方など(「避難行動要支援者」といいます)の避難支援などのため、避難行動要支援者名簿を運用しています。令和4年6月1日より妊娠届を出された方へ同案内を開始します。すでに妊娠届を保健センターに提出済みの妊娠中の方で、登録をご希望の場合は、保健センターに登録用紙を提出してください。登録用紙は保健センター窓口もしくは市ホームページからダウンロードができます。

●どんな制度ですか?

地域における支援を希望される方が自ら「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援等関係者(自主防災組織、地区役員、市消防団、民生委員・児童委員、地域支援者など)に住所、氏名などの情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命などの安全を図るものであり、それ以外の用途に使用されたり他に情報を流されることはありません。

●ご注意

避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者による任意の協力であり、名簿への登録によって災害時の支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導に関してその責任を負うものではありません。

出産予定日より1年後に登録内容は自動的に抹消されます。その後も希望される場合は、申請が必要です。

問 市役所健康推進課(保健センター)(内線 314、316)

男性の方へ!

風しん抗体検査および 定期予防接種(風しん第5期)期限延長のお知らせ

令和元年度から令和3年度までに、市が発行したクーポン券の有効期限が令和7年2月28日まで延長されました。

※現在お持ちのクーポン券は、有効期限が過ぎていますが、そのまま使用できます。

※クーポン券を紛失された方、転入された方は、再発行致しますので、市役所健康推進課までお問い合わせください。

▼対象：弥富市に住所のある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

※市外へ転出された場合は弥富市のクーポン券は使用できません。

▼実施期間：令和7(2025)年2月28日まで

▼費用：無料(抗体検査、予防接種) ※市が発行する「クーポン券」が必要です。

▼抗体検査：本事業に参加している全国の医療機関などで受けることができます。市内の医療機関の一覧は、市のホームページでご確認ください。

▼予防接種：抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した方が対象になります。

★詳細は市ホームページ、厚生労働省ホームページをご参照ください。

問 市役所健康推進課(内線 312)